我孫子市新型コロナウイルス感染症対策本部の解散について

令和５年５月８日
我孫子市新型コロナウイルス感染症対策本部

令和２年２月２５日に設置した我孫子市新型コロナウイルス感染症対策本部について、令和５年５月８日をもって解散する。

１．解散の日
令和５年５月８日

２．解散の理由
新型インフルエンザ等対策特別措置法第 21 条第１項に基づき、令和５年５月８日をもって政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が廃止され、併せて同日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 25 条に基づき千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部についても廃止されるため。

３．その他
（１）我孫子市においては、引き続き国や県と連携し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めるとともに、市民の皆さんに対して周知啓発などの情報発信を行っていく。

（２）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にあたっては、庁内における連携や調整を踏まえながら、各部・各課において対応していく。